

嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託
プロポーザル実施要項

令和5年10月

三条市

嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託 プロポーザル実施要項

1 目的

本プロポーザル実施要項（以下「本実施要項」という。）は、嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託の実施者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の趣旨

三条市では、我が国が高度経済成長期を経た後の昭和 50 年代に道路、橋梁等が集中的に整備され、これまで市民生活の基盤として大切な役割を果たしてきた。そうした社会資本は、建設からおよそ 50 年近くが経過し、今後急速に老朽化が進むことが見込まれている。

こうした状況の下で、従来どおりの維持管理や更新を行った場合、必要な財源が確保できなくなるおそれがあり、さらに適切な維持管理が行われないことによって、社会資本の機能不全や重大な事故につながってしまう危険性も懸念されている。

その一方で、社会資本整備やその維持管理の担い手であると同時に、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う市内の建設業者は、近年の急激な建設投資の減少を主な要因として、この 10 年間で減少の一途をたどり、若手入職者や現場の就業者の減少といった問題にも直面している。

こうした状況を放置すれば、地域を支える大切な役割を担う建設業者は衰退し、その結果、社会資本の健全な維持管理や災害時における迅速な対応等に支障が生じるばかりでなく、地域経済にも悪影響を及ぼしてしまうおそれがある。

そこで、こうした官民それぞれの置かれた状況を踏まえ、効率的、効果的な社会資本の維持管理を実現しつつ、持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくりに取り組むことが求められている。

三条市では上記の背景や三条市公共施設包括的民間委託検討会の提言を踏まえ、平成 29 年度からの 2 か年で 市街地（嵐北）の一部地域を対象に 包括的民間委託を試行し、一定の効果を確認している。その結果を踏まえ、平成 31 年度からは、嵐北地区、下田地域で、令和 3 年度からは栄地域において委託を試行し効果が発現されている。

本業務では、三条市全域での包括的民間委託導入に当たり、嵐北・大島地区を対象区域として実施するものである。

3 業務の概要

(1) 業務名

嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託

(2) 業務内容

本業務を受託する民間事業者（以下「業務受託者」という。）は、道路等の社会資本の維持管理業務等を実施する。

ア 計画準備業務

イ 全体マネジメント業務

ウ 窓口業務

エ 巡回業務

オ 道路維持管理業務

カ 公園等維持管理業務

キ 水路等維持管理業務

ク 引継業務

具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点は、「業務要求水準書」に基づく。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 業務の担当部局

三条市

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

電子メールアドレス

三条市ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(5) 本業務の予定事業費

本業務に係る事業規模は、総額1,129,837,500円（消費税等含む）以内とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書の提出者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 基本事項

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、3者以上10者以内の構成員で構成される共同企業体（法人税法（昭和40年3月31日法律第

34号)第2条第7号別表第三に規定する組合等は構成員としては認めない。)であって、次の(2)に示す資格要件を全て満たしているものとし、構成員が自主的に形成するものとする。また、応募者は(3)に示す技術者要件を満たしているものとする。

なお、代表者となる構成員を1者選定し、参加表明時には、応募者の構成員すべてを明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

代表者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

(2) 資格要件

本業務は、下記に示す資格要件を満たした共同企業体を参加資格要件とする。

ア 代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業の許可を得ている構成員とすること。

イ 三条市建設工事入札参加資格者名簿（令和5・6年度）において、土木一式工事で格付等級がB以上で登録されている構成員を1人以上含むこと。

ウ 構成員は、三条市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。ただし、建設コンサルタントについては、三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（令和5・6年度）において、「道路」、「施工計画」及び「トンネル」の業種で登録があり、効率的な維持管理及び維持管理に関する技術力の向上を目的とした参画であれば、新潟県内に本社、本店又は営業所を有する者を構成員に含むことができる。

エ 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 構成員は、本実施要項の資格確認書類受付日から契約締結日までの期間に、「三条市建設工事請負業者等指名停止措置要項」による指名停止の措置を受け、その措置期間が経過しない者ではないこと。

カ 構成員は、公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者ではないこと。

キ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

ク 構成員は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

ケ 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は更生手続開

始の申し立てをなされている者でないこと。ただし同法第 41 条第 2 項の更生
手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含
む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決
定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場
合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の
申し立てをなされなかった者とみなす。

コ 構成員は、最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納してい
る者でないこと。

サ 過去 5 年間（平成 30 年度以降）に三条市から次に示す各業務を元請として
受注した実績がある構成員を含むこと。

道路補修（側溝又は構造物）、舗装補修、除雪、江渚、電気工事、樹木等維
持管理

シ 総括業務責任者を 1 名配置できる者であること。

ス 「巡回業務」、「補修業務」、「樹木、芝生等管理業務」及び「電気工事」の
各業務について、業務実施責任者を配置できる者であること。

セ 構成員は、プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員と重複してい
ないこと。

(3) 技術者要件

ア 総括業務責任者

総括業務責任者は、本業務の管理を行う責任者として、技術士（総合技術
監理部門「建設」又は建設部門）、1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工
管理技士（以下「1 級又は 2 級土木施工管理技士」という。）のいずれかの有
資格者である者とする。

イ 業務実施責任者

業務実施責任者は業務ごとに以下の資格及び業務実績を有する者とする。
総括業務責任者と業務実施責任者の兼務及び複数の業務実施責任者の兼務は
不可とする。ただし、巡回業務実施責任者については、総括業務責任者又は
他の業務実施責任者との兼務を認める。

表 1 業務実施責任者に求める資格と業務実績要件

業務実施責任者	必要な資格	管理業務実績
巡回業務	技術士（総合技術監理部門 「建設」又は建設部門）又は 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士	
補修業務（路面、舗装、構造物、里道、水路等）	技術士（総合技術監理部門 「建設」又は建設部門）又は 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士	道路補修（側溝又は構造物）又は 舗装補修又は 江渌
樹木、芝生等管理業務（道路公園の樹木、芝生管理、除草等）	技術士（総合技術監理部門 「農業」又は農業部門）又は 1 級若しくは 2 級造園施工管理技士	樹木等維持管理
電気工事（照明、電気設備等）	技術士（総合技術監理部門 「電気電子」又は電気電子部門）又は 1 級若しくは 2 級電気工事施工管理技士	電気工事

ウ 作業員

各業務を実施するにあたり、作業員を配置すること。

5 参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

参加表明書及び技術提案書については、【別紙 1】「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき作成すること。参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 参加表明書を提出した応募者は、本実施要項の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 技術提案書の提出は、応募者で 1 提案のみとする。
- (3) 本プロポーザルの目的は、すぐれた業務実施方法・体制を提案できる業務受託者を選定することであり、応募者は、本業務にあたっての考え方を技術提案書に文書で簡素・明瞭に表現すること。
- (4) 電送及び電子媒体による提出は受け付けない。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)によるものとする。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、技術提案書を提出することができない。

6 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

本プロポーザルの技術提案書の審査項目は【別紙 2】「業務受託者選定基準」に掲げるものとし、業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、選定する。

7 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

テーマ1 効率的な道路巡回及び路面状況を的確に把握するための着目点について

テーマ2 適切な情報発信により、市民が自治会又は受託者に直接通報するための着目点について

8 ヒアリングの実施

技術提案書の内容について応募者からのヒアリングを実施する。詳細は後日、応募者に対して通知する。

9 手続き等

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 参加表明書及び資格確認書類の提出

提出先 三条市 [REDACTED]
住所 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

提出期限 令和5年11月14日（火）午後4時00分まで

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

イ 資格確認結果の通知

資格確認の審査の結果は、令和5年11月27日（月）に三条市から応募者（共同企業体の代表者）に書面により通知する。

ウ 質問の受付

受付方法 電子メールでのみ受け付ける。
（書式は別紙様式第1号により、メールに添付すること。）
文書は、日本語で記述し、会社名、所在地、担当者、電話、FAX 番号及びメールアドレスを併記する。

電子メールの件名 「社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル質問（共同企業体名）」とすること。

あて先 三条市 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

受付期間 令和5年11月6日（月）午後4時00分まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 随時、三条市ホームページで回答する。

三条市ホームページ（プロポーザルに関する質問・回答）

URL : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 技術提案書の提出

ア 技術提案書の提出

提出場所 上記(1)アの提出先と同じ

提出期限 令和5年12月22日（金）午後4時00分まで

提出方法 上記(1)アの提出方法と同じ

イ 質問の受付

受付方法 上記(1)ウの受付方法と同じ

受付期間 令和5年12月11日（月）午後4時00分まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 随時、三条市ホームページで回答する。

三条市ホームページ（プロポーザルに関する質問・回答）

URL : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

10 審査結果の通知

技術提案書の特定の結果は、特定後速やかに技術提案書提出者（共同企業体の代表者）に書面により通知する。

11 業務の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

業務受託者は、契約で定める業務を実施し、業務要求水準書に示されたサービス水準を誠実に履行するものとする。

業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、三条市と業務受託者の両方で誠意をもって協議する。

(2) 委託料の支払い方法

三条市は、委託料を委託期間内の各年度において、四半期ごとに業務受託者の請求に基づき支払うものとする。

(3) 業務実施状況の確認

三条市は、業務受託者が契約で定められている業務を実施し、業務要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するため、必要に応じて業務実施状況の確認を行う。

12 プロポーザルの日程（予定）

表 2 日 程

項 目	日 程
プロポーザル実施要項等の配布 （ホームページ公表）	令和 5 年 10 月 18 日（水）
プロポーザル実施要項等に関する質問受付	令和 5 年 10 月 18 日（水）～ 令和 5 年 11 月 6 日（月） 随時ホームページで回答
参加表明書の受付	令和 5 年 10 月 18 日（水）～ 令和 5 年 11 月 14 日（火）
応募者資格確認結果の通知	令和 5 年 11 月 27 日（月）
技術提案書に関する質問受付	令和 5 年 10 月 18 日（水）～ 令和 5 年 12 月 11 日（月） 随時ホームページで回答
技術提案書類の受付	令和 5 年 12 月 22 日（金）まで
ヒアリング	令和 6 年 1 月 15 日（月）
技術提案書の特定、結果通知	令和 6 年 1 月 23 日（火）
業務委託締結	令和 6 年 2 月 28 日（水）

13 その他

(1) 実施要項及び関連情報の公開

三条市ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の要件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(3) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、応募者の負担とする。

(4) 提出期限以降の差し替え及び再提出

提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、三条市と協議を行い、三条市がこれを認めたときはこの限りではない。

(5) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、技術提案提出書類受付の締切日必着で、技術提案辞退届 様式第 11 号 を 1 部、持参又は郵送で提出すること。

(6) 応募者の公表

参加表明書の提出者及び技術提案書の応募者として選定若しくは特定された者は、公表できるものとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書の使用

提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の選定及び技術提案書の特定以外に無断で使用しない。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書の返却

提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(9) 受領資料の公表等

技術提案書の作成のために三条市より受領した資料は、三条市の許可なく公表及び使用することはできない。

(10) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、三条市はいかなる責任も負わない。

(11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が別に定める。

【別紙 1】 参加表明書及び技術提案書作成要領

1 参加表明及び資格確認書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

(1) 参加表明書 様式第2号

応募者名で作成し提出する。

(2) 共同企業体構成表 様式第3号

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の担当役割を明確にする。

(3) 企業状況表 様式第4号

応募者の構成員ごとに作成する。

三条市建設工事入札参加資格者名簿に登録のない構成員については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であることを証明する誓約書様式第10号を1部添付すること。

また、納税証明書（最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないことの証明）の写しを1部添付すること。

(4) 受注業務実績 様式第5号

三条市から元請で除雪、舗装補修、江渚、電気工事及び樹木等維持管理の業務受注実績を示したもの。応募者の構成員ごとに作成すること。

(5) 業務実施体制 様式第6号、様式第7号

業務の実施体制、体制図について、再委託先も含めた体制を記載して提出すること。なお、業務開始後に業務実施体制及び再委託先を変更する場合は、事前に三条市と協議し承認を得ることとする。

(6) 総括業務責任者業務実績 様式第8号

(7) 業務実施責任者業務実績 様式第9号

(8) 共同企業体協定書 任意様式

(3)～(4)については、応募者の構成員全てのものを提出すること。なお、正本には原本を、副本には写しをつづること。

2 技術提案提出書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

(1) 提案書提出届 様式第12号

提出書類の構成を示した上で、様式の番号順にA4縦長ファイルに綴じたもので提出する。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

- (2) 技術提案

、
- (3) 参考見積り
- (4) 資金計画

【別紙２】 業務受託者選定基準

業務受託者選定基準及び評価の配点は以下のとおりとする。

表 業務受託者選定基準（技術提案書評価基準）

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
共同 企業体 (構成員)	業務実績	(様式第５号) ①過去５年間全てにおいて（平成３０年度以降毎年）三条市から、道路補修（側溝及び構造物）、舗装補修、除雪、江渚、電気工事及び樹木等維持管理の各業務の元請受注実績がある。 ②上記以外	①20 ②12
総括業務 責任者	技術的資格、 経験	(様式第８号) ①技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は１級土木施工管理技士のいずれかの有資格者であり、同種又は除雪業務実績を有している。 ②２級土木施工管理技士の有資格者であり、同種又は除雪業務実績を有している。 ③上記以外 ※同種業務実績とは、道路補修（側溝又は構造物）、舗装補修、江渚、電気工事又は樹木等維持管理業務実績をいう。	①15 ②9 ③0
業務実施 責任者	技術的資格、 経験	(様式第９号) ①実施要項に示す有資格者であり、全ての業務実施責任者が２件以上の同種業務実績を有している。 ②実施要項に示す有資格者であり、補修業務実施責任者が２件以上の同種業務実績を有している。 ③上記以外 ※巡回業務実施責任者については評価対象外とする。	①15 ②9 ③0
業務実施 体制	的確性 実現性	(様式第６号) (様式第７号) ①適切かつ余裕のある業務実施体制となっている。 ②上記以外	①20 ②12
小 計			70

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
特定テーマに関する技術提案 (その1)	巡回及び路面状況把握の有効性	(様式第13-1号) ・巡回方法に有効性があり、路面状況を的確に把握することが期待できる場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
40点	効率的な巡回及び路面状況の的確な把握の実現性	(様式第13-1号) ・効率的な巡回方法及び路面状況の的確な把握に実現性があり、明確かつ具体的な場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
特定テーマに関する技術提案 (その2)	直接通報率を向上させるための提案の有効性	(様式第13-2号) ・自治会又は受託者への直接通報率が向上すると期待できる場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
40点	直接通報率を向上させるための提案の実現性	(様式第13-2号) ・自治会又は受託者への直接通報率を向上させるための提案に実現性があり、明確かつ具体的な場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
小 計			80
合 計			150

嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託

業務要求水準書

令和5年10月

三条市

目 次

1. 総則

(1)	業務要求水準書の位置づけ	- 1 -
(2)	対象業務	- 1 -
(3)	対象施設の概要	- 1 -
(4)	履行期間	- 2 -
(5)	遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等	- 2 -
(6)	安全対策	- 2 -
(7)	資機材等	- 2 -
(8)	光熱水費等	- 2 -
(9)	リスク分担	- 2 -
(10)	業務構成比	- 2 -

2. 本業務の内容

(1)	計画準備業務	- 2 -
(2)	全体マネジメント業務	- 2 -
(3)	窓口業務	- 4 -
(4)	巡回業務	- 4 -
(5)	道路維持管理業務	- 5 -
(6)	公園等維持管理業務	- 7 -
(7)	水路等維持管理業務	- 8 -
(8)	引継業務	- 8 -
(9)	その他	- 8 -

別紙 1 事業実施区域図

別紙 2 窓口業務実施要領（案）

別紙 3 巡回業務実施要領（案）

別紙 4 舗装補修予定箇所一覧表

別紙 5 社会資本の維持管理基準（案）

別紙 6 道路照明点検業務実施要領（案）

別紙 7 公園遊具点検業務実施要領（案）

別紙 8 ポンプ場点検・保守業務実施要領（案）

別紙 9 有償ボランティア事業を活用した維持管理業務について

別紙 10 嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託に関するリスク分担（案）

別紙 11 構成比

別紙 12 見積り参考資料

1. 総則

(1) 業務要求水準書の位置づけ

本業務要求水準書は、三条市が「嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（以下、「本業務」という。）」を実施する民間事業者（以下、「業務受託者」という。）を公募により選定するに当たり、本事業に応募する民間事業者（以下、「応募者」という。）に対して交付するプロポーザル実施要項と一体のものとして、本業務に関する事項を示すものである。

(2) 対象業務

本業務の対象は以下に示す業務とする。

- ア 計画準備業務
- イ 全体マネジメント業務
- ウ 窓口業務
- エ 巡回業務
- オ 道路維持管理業務
- カ 公園等維持管理業務
- キ 水路等維持管理業務
- ク 引継業務

(3) 対象施設の概要

本業務で対象とする社会資本は下記及び【別紙１】「事業実施区域図」に示す。

表１ 対象とする社会資本

施設分野	施設	種別	施設量	
			嵐北	大島
道路施設	市道	1 級市道	33. 7km	10. 5km
		2 級市道	17. 6km	9. 9km
		その他市道	286. 2km	65. 4
	橋梁	15m 以上	10 橋	0 橋
		15m 未満	206 橋	19 橋
	道路照明灯		116 基	48 基
	防犯灯		業務実施区域内の施設	
	消雪パイプ	散水パイプ	38. 5km	4. 8km
		消雪井戸	84 基	8 基
	街路樹		業務実施区域内の施設	
公園等施設	公園	都市公園	7 箇所	6 箇所
		緑地広場	85 箇所	8 箇所
		その他の公園	2 箇所	0 箇所
		児童遊園	8 箇所	1 箇所
	駅前広場	駅前広場	2 箇所	1 箇所
排水路	水路		業務実施区域内の施設	
	ポンプ場		4 箇所	0 箇所

(4) **履行期間**

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) **遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等**

本業務の実施に当たり、各業務の内容に応じた関連する各法令、要綱・各種基準等を遵守すること。

(6) **安全対策**

業務受託者は業務を実施するに当たり、必要に応じて誘導員を配置するなど、市民、業務受託者等の安全確保を図るものとする。

(7) **資機材等**

業務を実施するに当たり必要な資機材等は、業務受託者にて準備すること。

(8) **光熱水費等**

管理する公園等の施設に必要な光熱水費（ガス使用料、下水道使用料、水道使用料、電気使用料、電柱共架使用料、電話使用料）は三条市が支払うものとするが、窓口業務においての一切の経費は業務受託者の負担とする。

(9) **リスク分担**

本業務を実施するに当たり、リスク分担の考え方を、【別紙10】嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託に関するリスク分担（案）に示す。

(10) **業務構成比**

三条市が想定する業務の構成比は【別紙11】構成比に示す通りである。ただし、【別紙11】構成比は、三条市及び業務受託者を拘束するものではない。【別紙12】見積り参考資料において業務費構成の考え方について示す。

2. 本業務の内容

(1) **計画準備業務**

計画準備業務は、本業務を実施するに当たり必要な準備を行うもので、令和元年度から令和5年度に嵐北地区で実施した包括的維持管理業務及び令和5年度まで三条市が直接実施していた業務を引き継ぐための準備を含む。

(2) **全体マネジメント業務**

ア 概要

全体マネジメント業務は、業務全体のマネジメント、業務受託者による提出書類作成等から構成される。業務を実施するため、構成員への業務割り当てを含めた体制の構築、各工種への適切な人員配置、業務実施のスケジュール管理、三条市との協議・調整、各種計画書や実施報告書の提出を行う。

イ 総括業務責任者及び業務実施責任者の配置

業務ごとに実施責任者を配置すること。各業務実施責任者の対応業務の内訳は表2のとおりとする。また、業務に応じて適切な人数の作業員を配置すること。なお、総括業務責任者と業務実施責任者の兼務及び複数の業務実施責任者の兼務は不可とする。

表 2 総括業務責任者及び業務実施責任者の配置

総括業務責任者 及び 業務実施責任者	業務名	要求水準該 当項目	業務内訳
総括業務責任者 (1名)	計画準備	2(1)	
	全体マネジメント	2(2)	
	窓口業務	2(3)	
	道路維持管理業務	2(5)チ	有償ボランティア事業を活用 した維持管理業務
	公園等維持管理業務	2(6)ケ	
	引継業務	2(8)	
巡回業務実施責任者 (1名)	巡回業務	2(4)	
補修業務実施責任者 (1名)	道路維持管理業務	2(5)ア	計画的舗装補修業務
		2(5)イ	舗装補修業務(異状確認箇所)
		2(5)ウ	側溝補修業務
		2(5)エ	防護柵補修業務
		2(5)カ	標識補修業務
		2(5)キ	反射鏡補修業務
		2(5)ク	消雪井戸補修業務
		2(5)ケ	消雪パイプノズル点検業務
		2(5)コ	消雪パイプ補修業務
		2(5)ス	清掃業務
		2(5)ソ	橋梁維持管理業務
	公園等維持管理業務	2(6)ア	施設補修業務
		2(6)イ	遊具補修・設備保守業務
		2(6)ウ	浄化槽清掃・定期点検業務
		2(6)カ	清掃業務
	水路等維持管理業務	2(7)ア	水路等維持管理業務
		2(7)イ	ポンプ場点検・保守業務
樹木、芝生等管理業 務実施責任者(1名)	道路維持管理業務	2(5)シ	除草業務
		2(5)セ	植栽等維持管理業務
	公園等維持管理業務	2(6)オ	植栽等維持管理業務
		2(6)キ	除草業務
電気工事業務実施責 任者(1名)	道路維持管理業務	2(5)オ	道路照明・防犯灯補修業務
		2(5)サ	電気設備補修業務
		2(5)タ	道路照明点検業務
	公園等維持管理業務	2(6)エ	照明灯補修業務

ウ 提出書類の作成、提出

業務受託者が三条市へ提出する書類、時期については下記のとおりとする。

表 3 提出書類一覧

提出書類	提出時期
業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載	各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。
日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月 10 日までに三条市に提出する。
受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月 10 日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。
箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別実施調書に記載する。毎週、箇所別調書を週報として取りまとめ、監督職員指定期日までに三条市に報告する。
業務実施数量表	工種ごとの業務実施数量は、毎月、月報として取りまとめ、翌月 10 日までに三条市に報告する。 算出方法は、国土交通省国土技術政策総合研究所「土木工事数量算出要領（案）」を参照のこと。

エ 会議の設置・運営

業務を円滑に進めるためには、三条市、業務受託者の確実かつ円滑な情報共有や業務改善を進めるための仕組みが必要であることから、下表に示す会議を開催する。

表 4 会議一覧

名称	具体的な内容	実施時期	受託者側の出席者
月例会議	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	毎月	・総括業務責任者※
調整会議	本業務の改善を目指すための会議	年 2 回程度	・総括業務責任者
引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時	・各業務実施責任者

※三条市は必要に応じ指名する業務実施責任者の出席を求めることができる。

(3) 窓口業務

窓口業務は、市民へのサービス提供のため、受付業務や電話対応業務を実施する。また、三条市が実施する業務の支援業務も併せて実施するものである。詳細は、【別紙 2】「窓口業務実施要領（案）」を参照すること。

(4) 巡回業務

巡回業務は、三条市が所管する道路、公園、法定外公共物といった社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、施設の状況を把握し、異常事象を未然に防ぎ、また、それらの事象が発生した場合は適宜対応する。あわせて、三条市等が管理する社会資本において必要な情報及び資料を収集する。

巡回業務は、通常巡回・徒歩巡回、異常時巡回から構成する。

【別紙3】「巡回業務実施要領（案）」に基づき巡回実施計画書を作成し、巡回を行う。

巡回業務実施責任者は業務受託者が巡回を適正に実施するためにおくもので、巡回実施計画書を作成、定期的に巡回者を適切に指導、教育するなど巡回に関する管理を行う。巡回者は、巡回に関わる法令、通達、要領を理解し、巡回業務実施責任者の指導のもとに適切に巡回を行うものとする。

1級・2級市道（幹線市道）は1か月に1周以上、その他市道は6か月に1周以上の頻度で行い、都市公園は週1回以上、その他の公園は月2回以上、児童遊園は月2回以上、緑地は月1回以上の頻度で行う。

(5) 道路維持管理業務

道路維持管理業務とは、市民の経済活動を支え、市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路の状態を適正に維持管理する業務である。業務は、舗装補修、照明管理、橋梁維持管理、植栽等維持管理等（表2参照）から構成される。なお、道路維持管理業務に関して業務受託者が行う補修は1件130万円未満のものとする。

有償ボランティア事業を活用した道路維持管理業務とは、道路の維持管理業務のうち、一部の業務について有償ボランティア事業を活用して実施する業務である。

ア 計画的舗装補修業務（大島地区）

【別紙4】舗装補修予定箇所一覧で示す箇所について、補修を行う。業務の実施時期や補修の実施判断は、三条市との協議による。なお、補修予定箇所の位置図については、契約締結後、業務受託者への貸与を予定している。

イ 舗装補修業務（異常確認箇所）

巡回時や住民からの通報を受け、【別紙5】「社会資本の維持管理基準（案）」（以下、「維持管理基準（案）」という。）を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行うこと。即時対応が困難な場合は、応急措置を行い、対応時期について三条市と協議すること。業務の実施に当たり、三条市「舗装補修要領（案）」を参照すること。

ウ 側溝補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。

エ 防護柵補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。

オ 道路照明・防犯灯補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行うこと。即時対応が困難な場合は応急措置を行い、対応時期について三条市と協議すること。なお、防犯灯の補修が必要となった場合は、速やかに三条市に報告するものとし、補修及び費用負担は三条市が行うものとする。

巡回時や住民からの通報を受け、不点球を確認した場合に、3営業日以内（雨天日を除く）に対応すること。

カ 標識補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行うこと。即時対応が困難な場合は応急措置を行い、対応時期について三条市と協議すること。

キ 反射鏡補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行うこと。即時対応が困難な場合は応急措置を行い、対応時期について三条市と協議すること。

ク 消雪井戸補修業務

維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。なお、対応は可能な限り無雪期に完了しておく。

ケ 消雪パイプノズル点検業務

対象の消雪パイプにおいて、次の作業を行うこと。なお、対応は可能な限り無雪期に完了しておく。

- ① 制御盤が正常に稼働するかどうかの確認作業
- ② 散水施設のドレーンを開放し、散水管内のスケール、排砂等の排出作業
- ③ 排出作業完了後、ノズルの散水孔の目づまり除去や水量のバラツキの調整作業
- ④ 降雪時に消雪パイプが正常に機能するかどうかの点検作業

コ 消雪パイプ補修業務

点検・巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。なお、対応は可能な限り無雪期に完了しておく。

サ 電気設備補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。なお、対応は可能な限り無雪期に完了しておく。

シ 除草業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。

ス 清掃業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。

セ 植栽等維持管理業務

業務受託者が三条市に提出する業務計画書に記載した植栽等維持管理計画に基づき適正な時期に適正な維持管理を実施すること。

ソ 橋梁維持管理業務

橋梁の長寿命化に資する巡回等による日常的な状態把握および清掃を行うこと。また、定期点検・巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような

異状を確認した場合に対応すること。

タ 道路照明点検業務

【別表1】に定める道路照明施設において、点検を実施し損傷状況の把握を行うとともに、点検記録を作成する。詳細は、【別紙6】「道路照明点検業務実施要領（案）」を参照すること。

チ 有償ボランティア事業を活用した道路持管理業務

三条市が管理する道路における維持管理業務のうち、簡易な業務について、有償ボランティア事業の活用を検討する。

業務受託者は有償ボランティアに対し、業務を実施するために必要なアドバイス（実施時期、実施内容、実施方法）を適切に実施する。

有償ボランティア事業を活用し業務を実施する際は、その関係機関等と調整を行うものとする。なお、有償ボランティアへの謝礼は三条市が支払うものとする。

詳細については、【別紙9】「有償ボランティア事業を活用した維持管理業務について」を参照のこと。

(6) 公園等維持管理業務

公園等維持管理業務とは、対象区域内にある、公園、緑地及び児童遊園のうち、【別表2】「公園等維持管理業務の対象施設一覧表」に示す施設について、利用者の利用に資するよう維持管理を行うものである。なお、業務受託者が行う補修は1件130万円未満のものとする。

有償ボランティア事業を活用した公園等維持管理業務とは、公園の維持管理業務のうち、一部の業務について有償ボランティア事業を活用して実施する業務である。

ア 施設補修業務

巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合に対応すること。

イ 遊具補修・設備保守業務

巡回時において、公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかどうか、外観目視による簡易点検を行うこと。異状を確認した場合は、遊具・設備の補修を行うこと。ただし、遊具の補修対応については確認した異状を踏まえ三条市と業務受託者の協議により決定する。

ウ 浄化槽清掃・定期点検業務

浄化槽法、その他の基準に従い、必要な時期に必要な点検、清掃を実施すること。

エ 照明灯補修業務

照明灯設備について適切に維持管理を行うこと。不点球は適宜交換すること。

オ 植栽等維持管理業務

業務計画書に記載した植栽等維持管理計画に基づき、適正な時期に適正な維持管理を実施すること。

カ 清掃業務

巡回時に維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合には取り除くこ

と。

キ 除草業務

巡回や通報を受け維持管理基準（案）を超過するような異状を確認した場合は、速やかに対応すること。

ク 公園遊具点検業務

【別表 2】に定める公園において、公園遊具点検を年 1 回実施し、点検結果を取りまとめる。詳細は、【別紙 7】公園遊具点検業務実施要領（案）を参照すること。

ケ 有償ボランティア事業を活用した公園等維持管理業務

三条市が指定した公園の公園等維持管理業務のうち、簡易な業務について、有償ボランティア事業の活用を検討する。

業務受託者は有償ボランティアに対し、業務を実施するために必要なアドバイス（実施時期、実施内容、実施方法）を適切に実施する。

有償ボランティア事業を活用し業務を実施する際は、その関係機関等と調整を行うものとする。なお、有償ボランティアへの謝礼は三条市が支払うものとする。

詳細については、【別紙 9】「有償ボランティア事業を活用した維持管理業務について」を参照のこと。

(7) 水路等維持管理業務

ア 水路等維持管理業務

水路等維持管理業務とは、日頃から水害を未然に防止する目的から排水等が適切に行われるよう、適正に維持管理する業務である。なお、水路等維持管理業務に関して業務受託者が行う補修は 1 件 130 万円未満のものとする。

巡回時や住民等からの通報により、維持管理基準を超過するような異状を確認した場合、水路の機能を確保するために必要な江渫等を行うものとする。同様に、計画箇所についても、適切な時期に行うものとする。

イ ポンプ場点検・保守業務

ポンプ場施設の設備機器の機能が健全に維持できるよう、点検、保守を行う。詳細は、【別紙 8】ポンプ場点検・保守業務実施要領（案）を参照すること。

(8) 引継業務

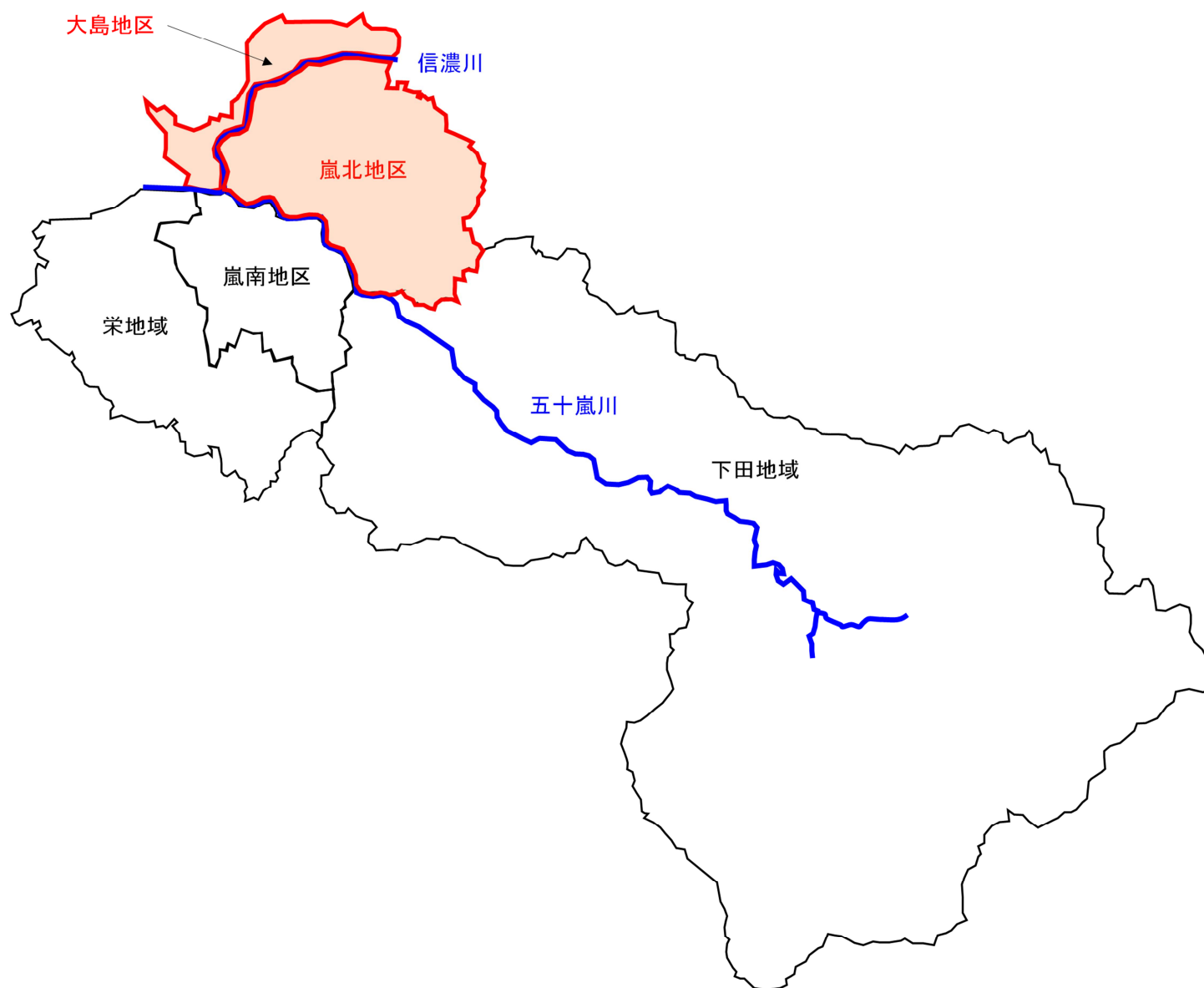
引継業務とは、業務受託者の業務の終了に当たり、次期業務実施者との引継を行うことであり、業務受託者と次期業務の実施者が異なる場合に実施するものである。

業務受託者は、引継のために必要な資料を作成し、三条市の確認を得、引継会議に出席し、必要な事項について、次期の業務実施者に引き継ぐものとする。

(9) その他

各業務に必要な位置図等（道路、橋梁、道路照明灯、消雪パイプ、街路樹、公園）は、契約締結後に業務受託者への貸与を予定している。

【別紙1】事業実施区域図



【別紙 2】

窓口業務実施要領（案）

第 1 条 窓口業務の目的

窓口業務とは、三条市が所管する社会資本の維持管理に関し、利用者からの通報、利用者訪問に対応し、必要なサービスを適切に提供する。

第 2 条 窓口業務計画

業務受託者は、契約後、業務開始日 7 日前までに、窓口業務の実施体制、実施方法を記載した窓口業務計画書を作成し、三条市に提出しなければならない。

なお、窓口業務計画書の内容に変更が生じた場合は、同様に変更計画書を作成し、三条市に提出するものとする。

第 3 条 業務の種類

窓口業務の内容は、受付業務、電話対応業務とする。

第 4 条 受付業務

受付業務は、苦情、要望、相談（書類の受付）等とする。

第 5 条 電話対応業務

電話対応業務とは、電話による苦情、要望の受付とする。

第 6 条 三条市が実施する業務の支援業務

文書管理業務、その他三条市が指示する業務とする。

第 7 条 業務の実施場所

窓口業務を実施するに当たり、事務所を開設し、必要な人員を配置するものとする。場所は、三条市と協議の上決定するものとする。

業務を実施するに当たり必要となる備品等を用意すること。

第 8 条 業務の実施時間

窓口業務は、下記に示す日を除いた日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までを業務時間とする。なお、三条市の指示により時間の延長、短縮することがある。また、緊急時は、本条の規定に関わらず対応すること。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日

第9条 身分証明書の着用

業務受託者は、業務従事者に対する身分証明書（顔写真付）を発行すること。

業務従事者は、業務に従事するときは常に身分証明書を着用すること。

第10条 受付簿

窓口業務の実施状況について毎月、受付簿として、翌月10日までに三条市に提出すること。

第11条 事故等の報告

業務受託者は、作業中に事故等が発生した場合、必要な措置を講ずるとともに速やかにその状況を三条市に報告しなければならない。

【別紙 3】

巡回業務実施要領（案）

第 1 条 巡回業務の目的

巡回業務は、三条市が所管する道路、公園、法定外公共物といった社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、施設の状況を把握し、異常事象を未然に防ぎ、また、それらの事象が発生した場合は適宜対応する。あわせて、三条市等が管理する社会資本において必要な情報及び資料を収集する。

第 2 条 巡回業務計画

業務受託者は、契約後、業務開始日の 7 日前までに、巡回方法、巡回体制、連絡系統、巡回従事者に対する指導計画などを定めた巡回実施計画書を作成し、三条市に提出しなければならない。

なお、巡回実施計画書の内容に変更が生じた場合は、同様に変更計画書を作成し、三条市に提出するものとする。

第 3 条 巡回の実施

(1) 実施区間、区域

巡回を実施する区間、区域は別紙 1 に示す。

(2) 通常巡回・徒歩巡回

通常巡回（パトロール車による巡回）・徒歩巡回（徒歩による巡回）は、昼間（8 時 30 分から 17 時 15 分）に行う。

巡回は、2 名以上 1 組で構成するものとする。

(3) 異常時巡回

台風、豪雨、地震等により災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合及び三条市の指示がある場合による。

第 4 条 通常巡回・徒歩巡回の実施

巡回は、パトロール車に乗車し、もしくは徒歩により次の事項を遵守して行うものとする。

(1) 業務受託者は、巡回にあたってはあらかじめ身分証明書交付願いを三条市に提出し身分証明書の交付を受け、巡回に際してはこれを常に携帯しなければならない。なお、業務受託者は業務終了後速やかに身分証明書を三条市に返却しなければならない。

(2) 巡回員は、損傷、路上障害物等を発見した場合は速やかに危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、業務受託者はその状況について三条市に報告するものとする。

(3) 業務受託者は、下記のような緊急を要する場合、適宜必要な措置を取るとともに、速やかに三条市に報告しなければならない。

ア 路面陥没、路肩崩壊、法面崩壊・亀裂、雪崩発生等道路に異常が認められた場合又は

そのおそれがあると認められた場合

イ 道路及び道路付属物等の損傷により交通に支障が生じている場合

ウ 交通事故等により交通に支障が生じている場合

エ その他、一般交通に影響を与える事象等速やかに報告すべきと判断された場合

(4) 下記のような場合は、巡回員は適宜措置を講ずるものとする。

ア 一般道路に影響を与える落下物の処理

イ 路面の凹凸の応急処理

ウ 路面汚損、道路の不正使用、不法占用等の行為を確認した場合

なお、措置するにあたって疑義が生じた場合は、適宜三条市に確認し、対応を協議する。

(5) 業務受託者は、占用工事等に起因して社会資本の利用に支障が生じている場合又はそのおそれがある場合には、発見の日時、場所及び状況を三条市に報告するものとする。

(6) 業務受託者は、不法占用等その他道路等、社会資本の管理上支障となる行為を発見した場合には、適切な措置を講ずるとともに、発見の日時、場所及び状況を三条市に報告するものとする。

(7) 巡回にあたって必要と認めるときは、写真撮影をし、日時及びその状況等を記録しておくものとする。

(8) 業務受託者は、巡回員の巡回状況について常に把握するとともに、三条市の求めがある場合は携帯端末等の通信手段を用いて三条市に状況を報告するものとする。

(9) 業務受託者は巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を三条市に報告しなければならない。

(10) 巡回員は、巡回終了後、日報を作成するものとする。

第5条 日報

日報は、巡回で把握した事項から対応の経過を、写真等も含め明確に記録する。

【別紙４】舗装補修予定箇所一覧表

路線名	路線 番号	優先度評価				工事 区間 延長 (m)
		主要 幹線 の該当	消雪 パイプ の有無	除雪 路線 指定	国県道 への 接続	
上須頃前畑線	6006_1	○		第1種	○	160
上須頃前畑線	6006_2	○		第1種	○	80
大島荻島線	6065_1	○		第1種	○	20
大島荻島線	6065_2	○		第1種	○	20
大島荻島線	6065_3	○		第1種	○	40
荻島井戸場線	6093_1	○		第1種	○	160
荻島井戸場線	6093_2	○		第1種	○	40
荻島井戸場線	6093_3	○		第1種	○	20
荻島井戸場線	6093_4	○		第1種	○	180
荻島井戸場線	6093_5	○		第1種	○	180
荻島井戸場線	6093_6	○		第1種	○	20
上須頃前畑2号線	6003	○		第1種		182
大島197号線	6197_1			第1種	○	80
大島197号線	6197_2			第1種	○	60
大島229号線	6229			第1種	○	20
大島220号線	6220_1			第1種	○	120
大島220号線	6220_2			第1種	○	20
大島220号線	6220_3			第1種	○	20
大島220号線	6220_4			第1種	○	80
大島220号線	6220_5			第1種	○	20
大島220号線	6220_6			第1種	○	20
大島220号線	6220_7			第1種	○	20
上須頃旧国道線	6034_1			第1種	○	120
上須頃旧国道線	6034_2			第1種	○	20
上須頃旧国道線	6034_3			第1種	○	40
上須頃旧国道線	6034_4			第1種	○	94
下須頃旧国道線	6047_1			第1種	○	40
下須頃旧国道線	6047_2			第1種	○	120
下須頃旧国道線	6047_3			第1種	○	56
下須頃野中下船引1号線	6050_1			第1種	○	60
下須頃野中下船引1号線	6050_2			第1種	○	100
大島西川原線	6064			第1種	○	20
大島110号線	6110_1			第2種		20
大島110号線	6110_2			第2種		114
大島159号線	6159			第2種		90
大島207号線	6207_1			第2種		60
大島207号線	6207_2			第2種		60
大島207号線	6207_3			第2種		146
大島207号線	6207_4			第2種		100

【別紙 5】

社会資本の維持管理基準（案）

1 適用の範囲

社会資本の維持管理基準（案）は、三条市が管理する社会資本の維持管理に適用する。

2 維持管理の目的

社会資本は、市民の生活や社会経済活動の基盤であり、継続的な維持管理の実施により、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けさせることを目的とする。

3 維持管理基準（案）

(1) 道路維持管理

ア 舗装補修

(ア) 幹線市道（特 1 級、1 級、2 級）

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。

(イ) その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

イ 側溝補修

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

ウ 防護柵補修

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は機能不良を発見した場合に対応する。

エ 橋梁維持補修

該当箇所を要因とし、利用者の安全性や施設の耐久性に影響を与える可能性がある場合に対応する。

オ トンネル維持補修

該当箇所を要因とし、利用者の安全性や施設の耐久性に影響を与える可能性がある場合に対応する。

カ 道路照明・防犯灯補修

(ア) 支柱

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、

又は利用者の身体及び財産に著しい影響は与えないが錆びており塗装する必要がある場合に対応する。

(イ) 光源

ランプ切れなどによる不点球を確認した場合に対応する。

キ 標識補修

(ア) 支柱

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

(イ) 標識版

標識板の視認性の低下を確認した場合に対応する。

ク 反射鏡補修

(ア) 支柱

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

(イ) 反射鏡

反射鏡の視認性の低下を確認した場合に対応する。

ケ 消雪井戸補修

該当箇所を要因とし、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は機能不良を発見した場合に対応する。

コ 消雪パイプ補修・ノズル調整

該当箇所を要因とし、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は機能不良を発見した場合に対応する。

サ 電気設備補修

故障による機能不良を発見した際に対応する。

シ 除草

視認性や走行性に著しく支障のある場合に対応する。

ス 清掃

該当箇所を要因とし、道路施設の機能を著しく損なう場合や、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

セ 植栽等維持管理

該当箇所を要因とし、利用者の視認性を著しく損なう場合や、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

(2) 公園等維持管理

ア 施設補修

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応す

る。

イ 遊具補修・設備保守業務

巡回時において、公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかを外観目視による簡易点検を実施するとともに、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある機能不良を発見した際、又は利用者の身体及び財産に著しい影響は与えないが錆びており塗装する必要がある場合に対応する。

ウ 浄化槽清掃・定期点検

浄化槽法、その他の基準に従い、必要な時期に点検・清掃などを実施するとともに、故障による機能不良を発見した際に対応する。

エ 照明灯補修

(ア) 支柱

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

(イ) 光源

ランプ切れなどによる不点球を確認した場合に対応する。

オ 植栽等維持管理

該当箇所を要因とし、利用者や周囲の住民の活動を阻害する場合や、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は樹形の乱れ、病害虫の発生、積雪による枝折れの可能性がある場合に対応する。

カ 清掃

当該箇所を要因とし、快適な施設利用を阻害する場合に対応する。

キ 除草

施設利用に著しく支障のある場合に対応する。

(3) 水路等維持管理

ア 江渌

当該箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。

イ 水路補修

当該箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。

ウ 排水ポンプ補修

当該箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。

エ 除草

当該箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。

(4) 施設共通

ア 巡回

当該箇所を要因とする重大な事故の発生を可能な限り未然に防ぐ。

【別紙 6】

道路照明点検業務実施要領（案）

第 1 条 道路照明点検の目的

道路照明点検業務とは、三条市が所管する道路照明施設の維持管理に関し、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより、道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として実施する。

第 2 条 点検の実施

(1) 実施回数

定期点検は、5 年に 1 回実施する。（契約期間内で 1 回実施）

(2) 実施箇所

別表 1 に示す照明とする。

第 3 条 点検実施者

点検者は、特別な専門技術を有する必要はないが、以下に示す条件のいずれかを有するものとする。

- ・道路照明施設の設計、施工、維持管理に関する基礎知識を有する。
- ・道路照明施設等の点検に関する技術と実務経験を有する。

第 4 条 道路照明点検業務計画

業務受託者は、契約後、業務開始日の 7 日前までに、点検方法、実施体制、現地踏査、安全対策、緊急連絡体制、工程等を定めた道路照明点検業務計画書を作成し、三条市に提出しなければならない。

道路照明点検業務計画書の作成に当たり、新潟県土木部道路管理課「新潟県小規模付属物定期点検要領」を参照すること。

なお、点検業務計画書の内容に変更が生じた場合は、同様に変更計画書を作成し、三条市に提出するものとする。

第 5 条 業務内容

道路照明点検業務における業務実施内容は、下記とする。

- ・損傷状況の把握
- ・損傷程度の評価
- ・応急措置等
- ・対策区分の判定

第 6 条 点検結果の記録

点検結果に基づき点検調書を作成する。様式は、新潟県土木部道路管理課「新潟県小規模付属物定期点検要領」に示す調書に基づき、エクセル形式の入力フォーマットを使用する。

第7条 安全対策

点検は、道路交通、第三者及び点検に従事するものに対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。

第8条 身分証明書の着用

業務受託者は、業務従事者に対する身分証明書（顔写真付）を発行すること。

業務従事者は、業務に従事するときは常に身分証明書を着用すること。

第9条 事故等の報告

業務受託者は、作業中に事故等が発生した場合、必要な措置を講ずるとともに速やかにその状況を三条市に報告しなければならない。

【別表 1】

照明灯点検業務の対象施設一覧表

嵐北地区

	照明灯管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	支柱形式	基礎
1	旭町一丁目9	旭町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
2	旭町二丁目23	旭町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
3	旭町一丁目44	旭町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
4	旭町一丁目74	旭町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
5	旭町一丁目78	旭町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
6	荒町一丁目61	荒町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
7	荒町一丁目62	荒町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
8	荒町一丁目70	荒町一丁目	ポール式	ナトリウム灯	1 灯用直線形	ベースプレート
9	石上一丁目31	石上一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
10	居島30	居島	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
11	一ノ門二丁目46	一ノ門二丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
12	一ノ門一丁目52	一ノ門一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
13	一ノ門一丁目53	一ノ門一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
14	一ノ門一丁目54	一ノ門一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
15	一ノ門一丁目55	一ノ門一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
16	一ノ門一丁目57	一ノ門一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
17	一新橋A1	林町	ポール式	ナトリウム灯	1 灯用直線形	その他
18	一新橋A2	林町	ポール式	ナトリウム灯	1 灯用直線形	その他
19	栗林65	栗林	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
20	昭栄地区2	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
21	昭栄地区3	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
22	昭栄地区4	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
23	昭栄地区5	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
24	昭栄地区6	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
25	昭栄地区7	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
26	昭栄地区8	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
27	昭栄地区9	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
28	昭栄地区10	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
29	昭栄地区11	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
30	昭栄地区12	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
31	昭栄地区13	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
32	昭栄地区14	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
33	昭栄地区15	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
34	昭栄地区16	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
35	昭栄地区17	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
36	昭栄地区18	神明町	ポール式	水銀灯	1 灯用アーム形	その他
37	田島一丁目66	田島一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	その他
38	田島一丁目67	田島一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	その他
39	田島一丁目68	田島一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	その他
40	田島一丁目69	田島一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
41	田島一丁目72	田島一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
42	田島二丁目88	田島一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
43	仲之町32	仲之町	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
44	八幡町45	八幡町	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート

	道路標識管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	支柱形式	基礎
45	八幡町46	八幡町	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
46	林町一丁目63	林町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
47	林町一丁目74	林町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
48	林町一丁目75	林町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
49	東裏館二丁目39	東裏館二丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
50	東裏館一丁目70	東裏館一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
51	東裏館一丁目72	東裏館一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
52	東三条一丁目19	東三条一丁目	ポール式	水銀灯	テーパーポール	ベース
53	東三条一丁目84	東三条一丁目	ポール式	ナトリウム灯	1 灯用直線形	ベースプレート
54	本町六丁目63	本町六丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
55	本町六丁目65	本町六丁目	ポール式	ナトリウム灯	1 灯用曲線型	その他
56	本町六丁目69	本町六丁目	ポール式	ナトリウム灯	1 灯用直線型	その他
57	元町68	元町	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
58	元町72	元町	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
59	元町75	元町	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
60	横町一丁目30	横町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
61	横町一丁目32	横町一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
添架式						
	照明灯管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	添架柱	電柱番号
1	旭町一丁目79	旭町一丁目	添架式	LED	電力柱	一ノ木戸線25
2	荒町一丁目67	荒町一丁目	添架式	LED	電力柱	嵐川線16
3	石上三丁目62	石上三丁目	添架式	LED	電力柱	上林線24
4	興野一丁目54	興野一丁目	添架式	LED	電力柱	
5	興野二丁目69	興野二丁目	添架式	LED	電力柱	
6	本町六丁目72	本町六丁目	添架式	LED	電力柱	半五郎小路線10

嵐北地区（井栗、大崎）

	照明灯管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	支柱形式	基礎
1	麻布20	麻布	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	その他
2	麻布53	麻布	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
3	井栗62	井栗	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
4	大宮新田39	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
5	大宮新田40	塚野目	ポール式	LED	1 灯用直線型	ベースプレート
6	大宮新田48	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
7	大宮新田49	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
8	大宮新田50	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
9	大宮新田55	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
10	大宮新田66	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
11	大宮新田70	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	その他
12	籠場62	籠場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
13	上保内 甲丁38	上保内	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
14	北入蔵二丁目80	北入蔵二丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
15	三竹二丁目60	三竹二丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	その他
16	下保内112	下保内	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
17	下保内138	下保内	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
18	下保内139	下保内	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
19	下保内140	下保内	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
20	下保内146	下保内	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
21	須戸68	須戸	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
22	中新80	中新	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
23	塚野目五丁目21	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
24	塚野目五丁目55	塚野目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
25	西大崎一丁目110	西大崎一丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
26	西大崎二丁目4	西大崎二丁目	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	その他
27	柳川金属卸団地A1	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
28	柳川金属卸団地A3	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
29	柳川金属卸団地A4	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
30	柳川金属卸団地B2	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
31	柳川金属卸団地B10	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
32	柳川金属卸団地C1	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
33	柳川金属卸団地C3	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
34	柳川金属卸団地C4	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
35	柳川金属卸団地C5	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
36	柳川金属卸団地C6	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
37	柳川金属卸団地C7	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
38	柳川金属卸団地D1	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
39	柳川金属卸団地D2	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
40	柳川金属卸団地D3	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
41	柳川金属卸団地D4	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート
42	柳川金属卸団地D5	柳川	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線形	ベースプレート

添架式						
	照明灯管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	添架柱	電柱番号
1	上保内 乙170	下保内	添架式	LED		保内線48
2	北入蔵二丁目83	北入蔵二丁目	添架式	LED		
3	下保内141	下保内	添架式	LED	共架柱（NTT柱）	保工線15西5
4	下保内142	下保内	添架式	LED	共架柱（NTT柱）	保工線15西7
5	下保内143	下保内	添架式	LED	共架柱（NTT柱）	保工線15西9
6	下保内144	下保内	添架式	LED	共架柱（NTT柱）	保工線15西11
7	柳川119	柳川	添架式	LED	共架柱（NTT柱）	金物卸団地線7東6西1

大島地区

	照明灯管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	支柱形式	基礎
1	井戸場20	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
2	井戸場22	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
3	井戸場23	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
4	井戸場24	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
5	井戸場25	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
6	井戸場26	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
7	井戸場27	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
8	井戸場28	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
9	井戸場29	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
10	井戸場30	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
11	井戸場32	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
12	井戸場33	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
13	井戸場34	井戸場	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
14	荻島38	荻島	ポール式	水銀灯	1 灯用曲線型	ベースプレート
15	上須頃205	上須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
16	下須頃28	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
17	下須頃48	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
18	下須頃49	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
19	下須頃51	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
20	下須頃72	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	その他
21	下須頃82	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
22	下須頃83	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
23	下須頃84	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
24	下須頃85	下須頃	ポール式	LED	1 灯用曲線型	ベースプレート
25	須頃地区A1	須頃二丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	その他
26	須頃地区A2	須頃二丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	その他
27	須頃地区A3	須頃二丁目	ポール式	LED	1 灯用曲線形	その他
28	須頃地区B1	須頃二丁目	ポール式	LED	1 灯用曲線形	その他
29	須頃地区B2	須頃二丁目	ポール式	LED	1 灯用曲線形	その他
30	須頃地区B3	須頃二丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	その他
31	須頃地区B4	須頃二丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	その他
32	須頃地区B5	須頃二丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	その他
33	須頃地区B6	須頃二丁目	ポール式	LED	1 灯用曲線形	その他
34	須頃地区B7	須頃二丁目	ポール式	LED	1 灯用曲線形	ベースプレート
35	須頃地区C1	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用直線形	その他
36	須頃地区C2	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用曲線形	その他
37	須頃地区C3	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用直線形	その他
38	須頃地区C4	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用直線形	その他
39	須頃地区C5	須頃一丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	その他
40	須頃地区C6	須頃一丁目	ポール式	LED	2 灯用曲線形	ベースプレート
41	須頃地区C7	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用直線形	ベースプレート
42	須頃地区C8	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用直線形	ベースプレート
43	須頃地区C9	須頃一丁目	ポール式	LED	1 灯用直線形	ベースプレート

添架式						
	照明灯管理番号	行政区	照明灯形式	ランプ形式	添架柱	電柱番号
1	上須頃140	上須頃	添架式	LED		
2	下須頃3	下須頃	添架式	LED		
3	下須頃73	下須頃	添架式	LED		
4	下須頃81	下須頃	添架式	LED		
5	下須頃86	下須頃	添架式	LED		

【別紙 7】

公園遊具点検業務実施要領（案）

第 1 条 公園遊具点検の目的

公園遊具点検業務とは、三条市が所管する公園遊具施設の維持管理に関し、点検を適切に行い遊具を常に良好な状態に維持することを目的とする。

第 2 条 点検の実施

(1) 実施回数

定期点検は、年 1 回実施する。

(2) 実施公園

別表 2 に示す公園とする。

第 3 条 点検実施者

点検実施者は、公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士の資格を有するものとする。

第 4 条 公園遊具点検業務計画

業務受託者は、契約後、業務開始日の 7 日前までに、実施体制、全体工程、作業手順等を定めた公園遊具点検業務計画書を作成し、三条市に提出しなければならない。

公園遊具点検業務計画の作成に当たり、（一社）日本公園施設業協会の「遊具等の定期点検業務標準仕様書」を参照すること。

なお、点検業務計画書の内容に変更が生じた場合は、同様に変更計画書を作成し、三条市に提出するものとする。

第 5 条 点検結果の取りまとめ

報告書の様式は、（一社）日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する「定期点検総括表」、「定期点検表」、「写真台帳」に基づき作成する。

第 6 条 身分証明書の着用

業務受託者は、業務従事者に対する身分証明書（顔写真付）を発行すること。

業務従事者は、業務に従事するときは常に身分証明書を着用すること。

第 7 条 事故等の報告

業務受託者は、作業中に事故等が発生した場合、必要な措置を講ずるとともに速やかにその状況を三条市に報告しなければならない。

【別表2】

公園等維持管理業務の対象施設一覧表

嵐北地区

番号	名称	面積 (ha)	種別	駐車場	設備						樹木	冬囲い	遊具	
					照明・街灯	電気	電話	ガス	トイレ	水道				下水道
1	一ノ木戸ポプラ公園	1.27	都市公園	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
2	八幡公園	0.78	都市公園	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
3	六ノ町河川緑地	0.96	都市公園	—	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
4	興野公園	0.17	都市公園	—	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
5	東三条公園	0.10	都市公園	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
6	保内公園	8.8	都市公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	大崎山公園	24.10	都市公園	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
8	井栗地内公園	0.05	その他の公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	林町中央公園	0.12	その他の公園	○	○	○	—	—	○	○	—	○	—	○
10	北三条駅前	0.01	駅前広場	○	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—
11	北三条駅南口	0.01	駅前広場	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—
12	田島児童遊園	0.13	児童遊園	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○
13	一ノ門児童遊園	0.14	児童遊園	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○
14	裏館児童遊園	0.24	児童遊園	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
15	神明町児童遊園	0.04	児童遊園	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○
16	横町児童遊園	0.03	児童遊園	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
17	東三条児童遊園	0.07	児童遊園	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	○
18	松ノ木児童遊園	0.34	児童遊園	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
19	北入蔵児童遊園	0.16	児童遊園	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
20	与謝野晶子歌碑記念(緑地)	0.02	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
21	北三条駅南ポケットパーク(緑地)	0.01	緑地	—	○	○	—	—	—	○	—	○	○	—
22	パルム緑地広場	0.11	緑地	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
23	堤邸広場	0.04	緑地	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—
24	神明町(緑地)	0.07	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
25	三竹一丁目緑地	0.05	緑地	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	—
26	八幡公園緑道	0.98	緑地	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
27	八幡公園緑道1号ポケットパーク	0.004	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	八幡公園緑道2号ポケットパーク	0.002	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
29	八幡公園緑道3号ポケットパーク	0.015	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
30	八幡公園緑道4号ポケットパーク	0.007	緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—

番号	名称	面積 (ha)	種別	駐車場	設備							樹木	冬囲い	遊具
					照明・街灯	電気	電話	ガス	トイレ	水道	下水道			
31	八幡公園緑道5号ポケットパーク	0.005	緑地	—	○	—	—	—	○	○	—	○	—	—
32	八幡公園緑道6号ポケットパーク	0.010	緑地	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
33	八幡公園緑道7号ポケットパーク	0.009	緑地	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
34	八幡公園緑道8号ポケットパーク	0.025	緑地	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—
35	八幡公園緑道9号ポケットパーク	0.013	緑地	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—
36	八幡公園緑道10号ポケットパーク	0.041	緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—
37	八幡公園緑道11号ポケットパーク	0.023	緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
38	五十嵐川河川緑地(右岸)	6.04	緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
39	五十嵐川側帯4	0.23	緑地	—	○	○	—	—	○	○	—	○	—	—
40	栗林緑地	0.01	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	石上2丁目(緑地)	0.30	緑地	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○
42	元町緑地	0.01	緑地	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—
43	みずほ緑地	0.06	緑地	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
44	柳川緑地	0.42	緑地	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
45	上保内緑地	0.04	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	弥彦線側道脇緑地(元町)	0.03	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
47	弥彦線側道脇緑地(横町1丁目)	0.06	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
48	弥彦線側道脇緑地(横町1丁目)	0.001	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
49	弥彦線側道脇緑地(横町1丁目)	0.002	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
50	弥彦線側道脇緑地(横町1丁目)	0.004	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
51	弥彦線側道脇緑地(仲之町)	0.001	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
52	弥彦線側道脇緑地(仲之町)	0.009	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
53	弥彦線側道脇緑地(仲之町)	0.001	緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
54	万葉の藤ポケットパーク(井栗)	0.54	緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
55	2号(麻布)	0.03	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
56	3号(箆場)	0.09	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
57	5号(鶴田2)	0.12	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
58	6号(西大崎1)	0.01	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	8号(田島2)	0.02	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	9号(井栗)	0.16	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

番号	名称	面積 (ha)	種別	駐車場	設備							樹木	冬囲い	遊具
					照明・街灯	電気	電話	ガス	トイレ	水道	下水道			
61	10号(北入蔵1)	0.15	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
62	12号(西大崎1)	0.03	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
63	14号(塚野目4)	0.12	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
64	19号(北入蔵2)	0.15	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
65	20号(西潟)	0.14	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
66	21号(西大崎1)	0.02	3%緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○
67	24号(西大崎1)	0.02	3%緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○
68	25号(柳沢)	0.13	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	26号(新光町)	0.14	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
70	28号(中新)	0.12	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
71	30号(西大崎3)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	32号(三竹3)	0.15	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
73	34号(西大崎1)	0.01	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
74	35号(新光町)	0.13	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
75	36号(西大崎3)	0.07	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
76	37号(西大崎3)	0.09	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
77	38号(新光町)	0.18	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
78	39号(嘉坪川2)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
79	42号(東三条1)	0.02	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
80	44号(三竹1)	0.01	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	45号(西大崎3)	0.21	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
82	46号(西大崎2)	0.19	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
83	47号(新光町)	0.09	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
84	51号(井栗)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
85	52号(三柳)	0.09	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	53号(塚野目1)	0.12	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
87	57号(石上3)	0.51	3%緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○
88	58号(中新)	0.22	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
89	59号(三柳)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
90	61号(下保内)	3.04	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	名称	面積 (ha)	種別	駐車場	設備							樹木	冬囲い	遊具
					照明・街灯	電気	電話	ガス	トイレ	水道	下水道			
91	64号(柳川新田(旭住宅団地))	0.27	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
92	65号(横町2)	0.04	3%緑地	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
93	66号(嘉坪川2)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	72号(嘉坪川2)	0.13	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
95	73号(西大崎3)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	76号(石上3)	0.36	3%緑地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○
97	80号(塚野目2)	0.12	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
98	83号(西大崎3)	0.14	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
99	84号(北入蔵2)	0.12	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	86号(荒町2)	0.14	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	88号(新光町)	0.19	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	90号(嘉坪川1)	0.11	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	97号(興野3)	0.13	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	109号(横町2)	0.27	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

大島地区

番号	名称	面積 (ha)	種別	駐車場	設備							樹木	冬囲い	遊具
					照明・街灯	電気	電話	ガス	トイレ	水道	下水道			
1	輪中の里公園	0.49	都市公園	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
2	須頃郷第1号公園	0.60	都市公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	須頃郷第2号公園	0.45	都市公園	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
4	須頃郷第3号公園	0.28	都市公園	—	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
5	須頃郷第4号公園	0.23	都市公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	三条市かわまち交流拠点施設	7.01	都市公園	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
7	燕三条駅前広場(三条側+燕側)	1.01	駅前広場	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—
8	須頃児童遊園	0.12	児童遊園	—	○	—	—	—	○	○	—	○	○	—
9	上須頃北ふれあい公園	0.75	緑地	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○
10	三ツ屋フレンドパーク	0.06	緑地	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—
11	11号(上須頃)	0.14	3%緑地	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○
12	1号(代官島)	0.01	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	15号(井戸場)	0.15	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
14	16号(井戸場緩衝緑地)	0.14	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	17号(荻島)	0.21	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	18号(荻島)	0.26	3%緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

公園等維持管理業務の内訳

嵐北地区

番号	名称	種別	巡回業務	施設修繕 業務	遊具補修・設 備保守業務	浄化槽清掃・ 定期点検業務	照明灯補修 業務	植栽等維持 管理業務	清掃業務	除草業務	有償 ボランティア
1	一ノ木戸ボプラ公園	都市公園	地元管理	○	○	—	○	○	○	○	○
2	八幡公園	都市公園	直営管理	○	○	—	○	○	直営管理	○	—
3	六ノ町河川緑地	都市公園	○	○	○	○	○	○	○	○	—
4	興野公園	都市公園	○	○	○	○	○	○	○	○	—
5	東三条公園	都市公園	○	○	○	—	○	○	○	○	—
6	保内公園	都市公園	指定管理	○	—	—	—	—	—	—	—
7	大崎山公園	都市公園	指定管理	○	—	—	—	○	—	○	—
8	井栗地内公園	その他の公園	地元管理	—	○	—	—	○	—	—	—
9	林町中央公園	その他の公園	地元管理	○	○	○	○	○	—	○	—
10	北三条駅前	駅前広場	○	○	○	—	○	○	—	○	—
11	北三条駅南口	駅前広場	○	○	—	—	○	○	—	○	—
12	田島児童遊園	児童遊園	地元管理	○	○	○	○	○	○	—	—
13	一ノ門児童遊園	児童遊園	○	○	○	—	○	○	○	—	—
14	裏館児童遊園	児童遊園	地元管理	○	○	—	○	○	○	—	—
15	神明町児童遊園	児童遊園	○	○	○	—	—	○	—	—	—
16	横町児童遊園	児童遊園	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	—
17	東三条児童遊園	児童遊園	○	○	○	—	○	○	—	○	—
18	松ノ木児童遊園	児童遊園	○	○	○	—	○	○	—	○	—
19	北入蔵児童遊園	児童遊園	○	○	○	—	—	○	—	○	—
20	与謝野晶子歌碑記念(緑地)	緑地	○	○	—	—	—	○	—	○	—
21	北三条駅南ポケットパーク(緑地)	緑地	○	○	—	—	○	○	—	○	—
22	パルム緑地広場	緑地	○	—	—	—	○	○	—	○	—
23	堤邸広場	緑地	○	○	—	—	○	○	—	○	—
24	神明町(緑地)	緑地	○	—	—	—	—	○	○	○	—
25	三竹一丁目緑地	緑地	○	○	—	—	○	○	—	○	—
26	八幡公園緑道	緑地	○	○	—	—	○	○	—	—	○
27	八幡公園緑道1号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
28	八幡公園緑道2号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	—	○	—	—	○
29	八幡公園緑道3号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	—	○	—	—	○
30	八幡公園緑道4号Pパーク	緑地	○	○	○	—	—	○	—	○	○

番号	名称	種別	巡回業務	施設修繕 業務	遊具補修・設 備保守業務	浄化槽清掃・ 定期点検業務	照明灯補修 業務	植栽等維持 管理業務	清掃業務	除草業務	有償 ボランティア
31	八幡公園緑道5号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
32	八幡公園緑道6号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
33	八幡公園緑道7号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
34	八幡公園緑道8号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
35	八幡公園緑道9号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
36	八幡公園緑道10号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
37	八幡公園緑道11号Pパーク	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	—	○
38	五十嵐川河川緑地(右岸)	緑地	○	—	—	—	—	○	—	—	—
39	五十嵐川側帯4	緑地	地元管理	○	—	○	○	○	—	○	—
40	栗林緑地	緑地	○	—	—	—	—	○	—	○	—
41	石上2丁目(緑地)	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	○	—
42	元町緑地	緑地	○	○	○	—	○	○	—	○	—
43	みずほ緑地	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	○	—
44	柳川緑地	緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	○	—
45	上保内緑地	緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
46	弥彦線側道脇緑地(元町)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	○	—
47	弥彦線側道脇緑地(横町1)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
48	弥彦線側道脇緑地(横町1)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
49	弥彦線側道脇緑地(横町1)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
50	弥彦線側道脇緑地(横町1)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
51	弥彦線側道脇緑地(仲之町)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
52	弥彦線側道脇緑地(仲之町)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
53	弥彦線側道脇緑地(仲之町)	緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	—	—
54	万葉の藤ポケットパーク(井栗)	緑地	地元管理	○	—	—	○	○	—	—	—
55	2号(麻布)	3%緑地	○	○	○	—	—	○	—	○	—
56	3号(竈場)	3%緑地	○	○	○	—	—	○	—	○	—
57	5号(鶴田2)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
58	6号(西大崎1)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
59	8号(田島2)	3%緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	○	—
60	9号(井栗)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—

番号	名称	種別	巡回業務	施設修繕 業務	遊具補修・設 備保守業務	浄化槽清掃・ 定期点検業務	照明灯補修 業務	植栽等維持 管理業務	清掃業務	除草業務	有償 ボランティア
61	10号(北入蔵1)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
62	12号(西大崎1)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
63	14号(塚野目4)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
64	19号(北入蔵2)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
65	20号(西潟)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
66	21号(西大崎1)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
67	24号(西大崎1)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
68	25号(柳沢)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
69	26号(新光町)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
70	28号(中新)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
71	30号(西大崎3)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
72	32号(三竹3)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
73	34号(西大崎1)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
74	35号(新光町)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
75	36号(西大崎3)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
76	37号(西大崎3)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
77	38号(新光町)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
78	39号(嘉坪川2)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
79	42号(東三条1)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
80	44号(三竹1)	3%緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	○	—
81	45号(西大崎3)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
82	46号(西大崎2)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
83	47号(新光町)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
84	51号(井栗)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
85	52号(三柳)	3%緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	○	—
86	53号(塚野目1)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
87	57号(石上3)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
88	58号(中新)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
89	59号(三柳)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
90	61号(下保内)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—

番号	名称	種別	巡回業務	施設修繕 業務	遊具補修・設 備保守業務	浄化槽清掃・ 定期点検業務	照明灯補修 業務	植栽等維持 管理業務	清掃業務	除草業務	有償 ボランティア
91	64号(柳川新田(旭住宅団地))	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
92	65号(横町2)	3%緑地	地元管理	○	—	—	○	—	—	○	—
93	66号(嘉坪川2)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
94	72号(嘉坪川2)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
95	73号(西大崎3)	3%緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	○	—
96	76号(石上3)	3%緑地	地元管理	○	○	—	—	—	—	○	—
97	80号(塚野目2)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
98	83号(西大崎3)	3%緑地	○	○	○	—	—	—	—	○	—
99	84号(北入蔵2)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
100	86号(荒町2)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
101	88号(新光町)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
102	90号(嘉坪川1)	3%緑地	地元管理	○	—	—	—	—	—	○	—
103	97号(興野3)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
104	109号(横町2)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—

＜凡例＞ ○：業務の対象、—：該当無し

※有償ボランティアについては、発注者との協議により、業務の対象とすることができる。

大島地区

番号	名称	種別	巡回業務	施設修繕 業務	遊具補修・設 備保守業務	浄化槽清掃・ 定期点検業務	照明灯補修 業務	植栽等維持 管理業務	清掃業務	除草業務	有償 ボランティア
1	輪中の里公園	都市公園	○	○	○	○	○	○	—	○	—
2	須頃郷第1号公園	都市公園	○	○	—	—	—	—	—	○	—
3	須頃郷第2号公園	都市公園	燕市	○	—	—	—	○	—	○	—
4	須頃郷第3号公園	都市公園	○	○	○	○	○	○	—	○	—
5	須頃郷第4号公園	都市公園	○	○	—	—	—	—	—	○	—
6	三条市かわまち交流拠点施設	都市公園	指定管理	○	○	○	○	○	—	○	—
7	燕三条駅前広場(三条側＋燕側)	駅前広場	○	○	○	—	○	○	—	○	—
8	須頃児童遊園	児童遊園	○	○	○	○	○	○	—	○	—
9	上須頃北ふれあい公園	緑地	○	○	○	○	○	○	○	○	—
10	三ツ屋フレンドパーク	緑地	○	○	—	—	○	○	—	○	—
11	11号(上須頃)	3%緑地	地元管理	○	○	—	○	○	—	○	—
12	1号(代官島)	3%緑地	○	—	—	—	—	—	—	○	—
13	15号(井戸場)	3%緑地	○	○	○	—	—	○	—	○	—
14	16号(井戸場緩衝緑地)	3%緑地	○	○	—	—	—	○	—	○	—
15	17号(荻島)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—
16	18号(荻島)	3%緑地	○	○	—	—	—	—	—	○	—

<凡例> ○：業務の対象、—：該当無し

※有償ボランティアについては、発注者との協議により、業務の対象とすることができる。

【別紙 8】

ポンプ場点検・保守業務実施要領（案）

第 1 条 ポンプ場点検・保守業務の目的

ポンプ場点検・保守業務点検業務とは、三条市が所管するポンプ場の維持管理に関し、点検・保守を適切に行いポンプ場の機能を適切な状態に維持することを目的とする。

第 2 条 点検の実施

(1) 実施回数

定期点検は、年 2 回（5 月、9 月）実施する。

夏期点検 5 月：動作確認（手動運転での起動確認、電流値及び絶縁抵抗測定）

秋期点検 9 月：水中ポンプについては引上げもしくはポンプ井にて点検を行う。

水位計点検（動作確認及び清掃）

(2) 実施ポンプ場

別表 3 に示すポンプ場とする。なお、別表 4 に示すポンプ施設については、夏期点検のみ実施すること。

第 3 条 点検・保守実施者

点検・保守業務の実施者は、特別な専門技術を有する必要はないが、ポンプ場の維持管理に関する基礎知識や実務経験を有するものとする。

第 4 条 ポンプ場点検・保守業務計画

業務受託者は、契約後、業務開始日の 7 日前までに、実施体制、作業手順等を定めた業務計画書を作成し、三条市に提出しなければならない。

ポンプ場点検・保守業務計画の作成に当たり、（一社）河川ポンプ施設技術協会の「河川ポンプ設備点検・整備実務要領」を参照すること。

なお、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、同様に変更計画書を作成し、三条市に提出するものとする。

第 5 条 点検項目

点検項目は、別表 3 に示す。

第 6 条 身分証明書の着用

業務受託者は、業務従事者に対する身分証明書（顔写真付）を発行すること。

業務従事者は、業務に従事するときは常に身分証明書を着用すること。

第 7 条 事故等の報告

業務受託者は、作業中に事故等が発生した場合、必要な措置を講ずるとともに速やかにその状況を三条市に報告しなければならない。

【別表 3】

(1) 水中ポンプ形式

ポンプ場点検・保守業務の対象施設一覧表

	運転確認	振動・異音	チェーン・ガイド パイプ 外観	絶縁抵抗値 測定	電流・電圧 測定	ポンプ場 外観給水槽	水位計外観	ケーブル 外観	オイル油 量・質確認	羽根車 手回し
夏期点検	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—
秋期点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※上記ポンプ設備のほか、電機設備（制御盤等）及びゲート設備も点検対象とする。

ポンプ場一覧表

	名称	所在地
1	本町二丁目ポンプ場	本町二丁目15-27地先
2	北野ポンプ場	白山新田20地先
3	吉津川ポンプ場	下保内1204-1地先

(2) 陸上ポンプ形式

ポンプ場点検・保守業務の対象施設一覧表

	運転確認	振動・異音	絶縁抵抗値 測定	電流・電圧 測定	ポンプ外観 (基礎ボルト) 給水槽	水位計外観 計器類	オイル油 量・質確認	羽根車 手回し
夏期点検	○	○	○	○	○	—	○	○
秋期点検	○	○	○	○	○	○	○	○

※上記ポンプ設備のほか、電機設備（制御盤等）も点検対象とする。

ポンプ場一覧表

	名称	所在地
1	西大崎ポンプ場	西大崎一丁目27-10-6地先

【別表 4】

(1) 調整池ポンプ及び交差・地下道ポンプ

	名称	所在地
1	須頃郷第 2 号公園調整池ポンプ	須頃一丁目17地先
2	須頃郷第 3 号公園調整池ポンプ	須頃二丁目50地先
3	上須頃北ふれあい公園調整池ポンプ	上須頃1181-4地先
4	コメリアンダーポンプ	須頃三丁目58地先
5	ヴィームアンダーポンプ	須頃三丁目76地先
6	信越線アンダーポンプ	田島一丁目18-2地先
7	石上大橋アンダーポンプ	石上一丁目11-40地先

【別紙 9】

有償ボランティア事業を活用した維持管理業務について

第1条 目的

有償ボランティア事業を活用した維持管理業務とは、高齢者が社会の担い手として活躍するための環境づくりの促進を目的とし、道路や公園などの維持管理のうち、簡易な業務について有償ボランティア事業を活用して実施するものである。

第2条 業務

維持管理業務のうち、簡易な業務（ごみ・落ち葉拾い、徒歩によるパトロール、トイレ清掃、江渌など）とする。

具体的な業務内容に関しては、三条市及びセカンドライフ応援ステーションと協議を行い、決定することとする。

第3条 有償ボランティアの確保

業務の実施に際して、セカンドライフ応援ステーションが受注者に対して有償ボランティアを紹介するものとする。

第4条 謝礼

有償ボランティアが業務を実施した場合は、三条市から有償ボランティアに謝礼を支払う。

第5条 保険

三条市が指定する業務に関して、セカンドライフ応援ステーションが紹介した有償ボランティアの保険は三条市が付保する。

- ※ 有償ボランティアとは、セカンドライフ応援ステーションに人材登録している者が、当該ステーションから活動情報の紹介を受け、その活動内容について承諾した上で、有償ボランティア活動を実施するものをいう。

【別紙 10】

嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託に関するリスク分担（案）

嵐北・大島地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託で実施すると想定される各業務について、三条市と受託者のリスク分担（案）を下表に示す。

表 1 リスク分担表（共通）

リスクの種類			リスクの内容	負担者	
				市	受注者
共通	募集 リスク	応募手続 リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
		契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
			受注者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等		○
			市および受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
	制度 関連 リスク	法令変更 リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増加費用等	○	
			広く一般的に適用される法令の変更・新設による増加費用等		○
		税制変更 リスク	本事業に直接的に影響がある税制の変更・新設による増加費用等	○	
			上記以外の税制の変更・新設による増加費用等		○
		許認可 リスク	市が取得すべき許認可（例：占用許可）の遅延により生じる増加費用等	○	
			受注者が取得すべき許認可の遅延により生じる増加費用等		○
		政策変更 リスク	市の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○	
	社会 リスク	住民対応 リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
			上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
		環境問題 リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる増加費用等		○
		第三者賠償 リスク	市の帰責事由（例：既存施設の隠れたる瑕疵、要求水準の設定に起因する瑕疵）により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
			受託者の業務に起因した第三者への損害及び管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任		○
	経済 リスク	物価変動 リスク	物価変動による追加費用等	○ ⁽¹⁾	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	受注者
	事業中止・延期リスク	市の政策変更、指示等による事業の中止又は延期	○	
		上記以外の事由による事業の中止又は延期		○
	不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象により生じる増加費用等	○ ⁽²⁾	

(1) 物価変動リスク

インフレやデフレなど物価の急激な変動への対応は、受発注者間の協議により決定する。なお、予定事業費は、履行期間中に想定される物価変動を見込んだ額である。

(2) 不可抗力リスク

天災その他自然的又は人為的な事象であって、市及び受注者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある市及び受注者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）により発生する維持管理の対応については設計変更の対象とする。

《不可抗力の具体例》

1). 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

2). 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

3). その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

※庁舎事業契約書（国土交通省）を参考に作成

表2 リスク分担表（維持管理作業、契約終了時）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	受注者
維持管理作業	計画変更リスク	市の指示により生じる追加費用等	○	
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○
	性能リスク			○
	維持管理リスク	維持管理費増大リスク	○	
		市の指示による基準改定、委託内容・用途の変更により生じる追加費用等		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○
		施設損傷リスク	○ ⁽³⁾	
		時間の経過に伴う施設の劣化に対して受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の損傷に伴う費用等		
		事故リスク		○
		受注者の維持管理業務実施中に発生する交通事故、施設損傷等の事故		
		施設瑕疵未発見リスク	巡回、定期点検等で発見すべき施設の瑕疵の見逃し	
			○ ⁽⁴⁾	
	受付業務	運営費増大リスク	○	
		市の指示により生じる追加費用等		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○
		需要変動リスク		○
契約終了時	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保	○ ⁽⁵⁾	
	移管手続リスク			○
	事業終了時の業務引継に関する諸費用			○

(3) 施設損傷リスク

「通常利用での劣化」「施設管理の瑕疵等、受注者の責め」による施設損傷リスクは、受注者が負うこととする。ただし、1 件あたり 130 万円以上の施設損傷については事業者の業務範囲とはしない。また、「施設設置の隠れた瑕疵等、市の責め」「特定の第三者の責め」による施設損傷リスクは、市が負うこととする。

なお、災害発生を要因としたリスクについては不可抗力で整理できる。

(4) 施設瑕疵未発見リスク

巡回業務は、施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、巡回において緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。ただし、受託者は「善管注意義務」を果たすことを前提とする。

(5) 契約終了時の性能リスク

補修を対象とした業務については契約終了後 1 年間とするが、補修業務以外の業務については、契約終了時に所定の性能が発揮されていればよいものとする。契約終了時において業務要求水準を満たしているかどうかの調査は市で行うこととし、未達があった場合は、受注者に補修を求めることとする。

【別紙 11】

構成比

分類	業務	構成比
工事費	巡回	2. 5%
	道路維持管理	50. 5%
	街灯管理	0. 8%
	公園等維持管理	18. 5%
	水路等維持管理	6. 3%
委託費	全体マネジメント	2. 2%
	窓口	1. 4%
	照明灯点検	0. 8%
	公園遊具点検	0. 6%
	ポンプ場点検	0. 7%
諸経費		15. 7%

【別紙 12】

見積り参考資料

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額
巡回業務	1	式		
道路維持管理業務	1	式		
街灯管理業務	1	式		
公園等維持管理業務	1	式		
水路等維持管理業務	1	式		
全体マネジメント業務	1	式		
窓口業務	1	式		
照明灯点検業務	1	式		
公園遊具点検業務	1	式		
ポンプ場点検業務	1	式		
諸経費	1	式		
合計	1	式		